

(議長)

日程第7、議案第1号、江差町個人番号利用条例の制定についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町個人番号利用条例の制定についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律いわゆる番号法の施行に伴い、江差町個人番号利用条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」(補足説明)

それではあの補足説明をさせて頂きたいと思えます。

この個人番号利用条例につきましては、個人番号の利用に関して規定するものでございますけれども、ご案内のとおり、番号法第9条第1項において、利用範囲が別表として規定されているところでございます。これらの事務につきましては、上位事務、上位法であります番号法によりまして利用が図られるということになります。

一方でこれらの事務以外にですね、地域の実情を踏まえて行う、独自利活用事務やこれら独自利活用事務を処理するために役場内での情報連携する事務についてはですね、この度、条例第4条において、個人番号の利用範囲というところで規定をさせて頂いております。これら規定することによりまして、個人番号の利用を可能とする内容でございます。これにつきましては、番号法の第9条第2項に規定されておりますとおりですね、条例で定めるところにより利用することができるというものでございます。この事によりまして個人番号の利用を可能とする事務につきましてはですね、独自利活用事務を別表第1で4つの事務を、それと情報連携する事務と致しまして、別表第2で13の事務を規定しているところでございまして、基本的には住民基本台帳と接続している事務を挙げているものでございます。

なおあの、本条例の第3条の規定のとおりですね、町の責務と致しまして、個人番号の利用及

び特定個人情報、個人情報の提供に関しましては、適正な取り扱いを確保するという事としてございますので、宜しくお願いしたいと思います。以上です。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。

あの、マイナンバーに関しては何回かこの間、あの整備の関係も含めて出てきました。それでこの点については私共、国会レベルでは勿論これはもう反対と、で但し残念ながら、制度設計は町村の、何て言うんでしょうか、やる、やらないという事はもう事実上は出来ない部分ありますので、あのこの間こういう見解を述べてきましたが、それちょっとお聞きしたいんです。もうギリギリのところできておりますが、まず1つ目、どっち、こっちか。ごめんなさい。

この間郵便で届けて戻ってきている部分、あの何ぼ今届いてるんでしょうかね。何割か、数、あの教えてもらいたいと思うんです。それが1つです。

それからもう1つ、今、全国で色々な問題になってますが、特にこのマイナンバーを利用して、詐欺まがいといいますか、あのかなり出てきてると思うんですけども、そういう点で何か情報のようなものが入っていないのかどうなのか。博打に使われたとかですね、そういう点でないのか。

それとこの質問で最後かもしれませんが、マイナンバーについて町広報だとかも、この間載りました。それから、それぞれ個人にも送られた人にはかなり詳しい、難しい内容の説明がありますけれども、特に町広報をみたら、なんかこれがあたかも義務付けで、やらなければならない、何か行政において、すべてこれを使わなければならないとは書いてはいませんが、読む人によってはですね、そうやって受け取っている人も居るんですね。あれは、どう考えても説明不足、現実メリットなんてあるのかと、ただただ、国の都合でやっているだけで、あの一般町民がこのマイナンバーについて、迷っているというか、もうちょっと分かりやすく町広報で、私ね、しなかつたらダメじゃないのかなという気するんですよね。その点で何かお考えが無いのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

(議長)

「町民課長」。

「町民福祉課長」

まず1番目の質問にお答え致します。

返戻された通知カード等につきましては、およそ350通程度戻ってきてございます。

それからあの事件、事故、詐欺等含めてあったかどうかという事につきましては、今のところ本

町におきましてはございません。

(議長)

はい、「総務課長」。

「総務課長」

あの町広報等々の周知の関係でございますけれども、この間、あの数度、何回か広報に周知してきたところでございますけれども、決してあの、100パーセントやらなければならないという状況のものではございませんし、中にはですね、やはり町民の方々の中にはどうしたらいいんだという疑問の声も、私どもの方に寄せられてきているのも事実でございます。そういうことからですね、あの、例えばあの町内会連合会の研修大会でありますとか、そういう所に、我々の方から出向いてですね、説明もさせて頂いておりますし、あのシルバーハウジングの皆様についてもですね、2回にわたりまして説明をさせて頂いたという事もございますので、その辺につきましてですね、ご理解を賜ればなという風に思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「小野寺議員」。

「小野寺議員」

えっと、まあわかりました、と言うか、あの引き続きちよつと頑張つて欲しいんですが。

もう1つ、庁内のこの情報管理、これはマイナンバーに限らず、情報管理、すべてにおいて私、何回かあの出してありますが、特にこのマイナンバーの関係でまた機械も入り、色々なところで、あのすぐ使うかどうかは別として、色々なリンクが出てきますが、今役場の中でこのマイナンバーも含めて情報管理、改めて何回か私言ってきました。きちとした体制、対応しなさいと、どうなっているんですかと聞いたと思うんですが、今何かあの、このマイナンバーも1つの契機で、こんな事やったとか、こういう対策を取ったとか、情報管理に関してですね、何かやっているのか、非常に心配です。

民間の人達が、これは有無も言わず各会社で仕事をした場合には、源泉徴収で全部マイナンバー使うんですね。ですから、何かの形でマイナンバー、もう番号がですね民間の側から逆に流れてくるという事も含めて、あの本当に錯綜してくるのが実は出てきますね。行政はすぐ、あの絶対義務付けということありませんけれども、しかし任意ではどんどん出てくるかも知れない。そういう点でこの番号の管理、これ全部統一して全国で使われちゃいますから、もし漏れれば、この番号で全部。その点、どうなんでしょうか、何か対策とっているのでしょうか。

(議長)

はい、「総務課長」。

### 「総務課長」

今回のマイナンバーの管理でございますけれども、当然、私ども江差町役場につきましても、1事業所という形の中で、取り扱いをしなければならない部分も、当然の事ながら出て参ります。例えば、人事給与の業務におきましてはですね、想定される業務として、職員に関する共済組合、それと住民税の特別徴収、更には非常勤職員に関してはですね、健康保険、雇用保険等々、年末調整も含めましてですね、申請しなければならないと、そのためにはあのマイナンバー、個人番号を私どもの方で把握しておかなければならないという事もございますので、これらに関しましてはですね、的確に、適切に管理をしていく、いかなければならないという事になります。

それで、マイナンバーを記載してそれらの必要性からですね、個人番号の取得、それから保管、利用、提供、廃棄に至るまでですね、各段階において留意事項、それから安全管理、措置等々、取り扱いの規定を定めながらですね、やっていかなければならないなという風に思っております。この規定の中ではですね、私ども人事給与業務のみならず、役場として個人番号を取り扱う事務のですね、範囲を規定して、業務を対象、業務の内容を規定しながらですね、これらの規定を作り上げていかなければならないなという風にして思っております。

また、あの安全対策等につきましてはですね、例えば、外部ネットワークから遮断された専用のノートパソコンを使うという事。それから施錠できるキャビネット等に保管するという事。それと、取得した個人番号等も施錠できるキャビネットに保管するという事につきましてもですね、規定していきたいなという風に思っております。

これにつきましては、今の3点につきましては、あの何ていうんでしょう、国の方からもあの指摘がある部分でございますので、それに則った規定も策定していきたいなという風に思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

### (議長)

いいですか。

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

### (議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第1号、江差町個人番号利用条例の制定について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第8、議案第2号、江差町税条例の一部を改正する条例及び日程第9、議案第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので、会議規則第37条の規定により一括して議題と致します。提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第2号、江差町税条例の一部を改正する条例について及び議案第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の一部改正につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び総務省からの正誤表の発出に伴う江差町税条例の改正をするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「税務課長」。

「税務課長」(補足説明)

まず始めに、江差町税条例の一部改正について説明致します。

資料2頁、一部改正の概要により説明をさせていただきます。本改正の主な内容は、納付書及び納入書への法人番号等の記載を取りやめるもので、個人番号より法人番号については原則、納付書、納入書には記載しない事とされた措置に伴うものでございます。

続きまして、江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明致します。

資料9頁、概要により説明させていただきます。本改正につきましては、換価の猶予に関する金額、または納付期限等を変更した場合においても、変更する前と同様にその内容を本人へ通知する

もので、総務省からの正誤表の送付に基づき措置するものでございます。

以上が改正に関する概要となっておりますので宜しくお願い致します。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、一括し質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第2号、江差町税条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

議案第3号、江差町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

40分まで休憩致します。

(休憩中)

(議長)

休憩を閉じて再開致します。

(議長)

日程第10、議案第4号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案理由)

議案第4号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

今回の補正内容につきましては、陣屋町地区小規模治山など22、失礼しました。22事業に係る減額補正及び生活交通バス路線維持費等補助など18事業に係る経費の増額補正並びに財源更正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,718万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,627万8千円とするものでございます。

併せまして、地方債補正をお願いするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の13頁からとなりますので宜しくお願い致します。

まず減額補正の方、まとめてご説明させていただきます。

まず、町有地法面崩落土砂等撤去から次の頁、公債費、利子まででございます。事業が終了したもの、また今後、支出が見込まれないものなどにつきまして減額補正をお願いするものでございます。22の事業で、総額として3,508万6千円の減額となり、内一般財源におきましては2,347万2千円の減額となるのもでございます。

次に、増額補正の方を順次ご説明致します。

まず、社会保障税番号制度に対応するための人事給与システム改修でございます。マイナンバーを利用するために、職員給与の電算システムを改修するものでございます。補正額は53万円、全額一般財源でございます。

次に公的個人認証タッチパネル導入でございます。資料12頁となりますのでお開き願います。個人番号カードへの対応、又並びにサービスを提供している機器が統合された事に伴い、必要となりますタッチパネルディスプレイを導入するものでございます。補正額は20万2千円、全額一般財源でございます。

次に、生活交通バス路線維持費等補助でございます。例年12月にお願いしております補正で函館バスへのバス路線への補助でございます。11路線に対しまして補助するもので、補正額は1,418万円、全額一般財源でございます。

次に、檜山管内7町と東京都特別区との連携事業(移住定住等受入環境整備)でございます。東京特別区との連携による知名度向上や販路拡大、移住定住等の促進を図る事を目的と致しました事業で町と致しましては、移住定住の促進という事で、お試し暮らし住宅の整備を行うものでございます。補正額は212万6千円、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金138万8千円、残り73万8千円が一般財源となります。

次に、ふるさと応援寄附金対策でございます。ふるさと応援寄附金につきましては、9月の定例会で増額補正しておりますが、更に予定額を超過する事となりましたので、再度補正をお願いするものでございます。補正額は725万5千円、財源内訳は寄附金が500万円、残り225万5千円が一般財源となるものでございます。

次に、新栄デジタルテレビ中継局放送機用電源ユニット取替修繕でございます。資料の方は13頁となります。3台ある電源ユニットの内、1台が故障した事から取替をするものでございます。補正額は21万1千円、全額一般財源でございます。

次に、個人番号カードに係る顔認証システムの導入でございます。資料の方は14頁でございます。個人番号、個人番号カードを交付する際における本人確認でございますが、正確かつ確実にするために顔認証システムを導入するものでございます。補正額は40万1千円、全額一般財源でございます。

次に、公職選挙法改正に伴う選挙人名簿調製システムの改修でございます。選挙権の年齢が18歳に改正された事に伴う電算システムの改修でございます。補正額は4万9千円、国庫補助金が2万4千円、残額2万5千円が一般財源となるものでございます。

次に、水堀コミュニティセンター非常放送設備改修でございます。資料の方は15頁となります。非常放送時に音声流れない等の不良がみつけられました事から改修するものでございます。補正額は69万7千円、全額一般財源でございます。

次に、老人福祉センター加圧給水ポンプ修繕でございます。資料の方は16頁となります。加圧給水ポンプ2基の内、1基が故障した事から修理をするものでございまして、補正額は45万4千円、全額一般財源でございます。

次に、権利擁護人材フォローアップ研修事業でございます。資料の方は17頁となります。認知症高齢者等の権利擁護のための人材を育成するため、生活支援員、また市民後見人の講演会などを開催する経費でございます。補正額は11万9千円、全額道の補助金でございます。

次に、後期高齢者医療広域連合負担金でございます。26年度の療養給付費の確定に伴い増加した負担金の補正でございます。補正額は650万9千円で、全額一般財源でございます。

次に、ひのき荘施設管理排水設備修繕でございます。資料の方は18頁でございます。トイレの排水管が詰まりなどにより漏水など致しました事から修繕するものでございます。補正額は39万7千円、全額一般財源でございます。

次に、公営住宅維持管理でございます。空き住宅の修繕につきまして増額の補正をお願いするものでございまして、補正額は200万円、全額一般財源でございます。

次に、社会保障・税番号制度に対応するための公営住宅管理システム改修等でございます。家賃を決定するために毎年、入居者収入等を申告してもらっておりますが、その収入申告などにつきまして個人番号を利用する事としたいため、電算システムを改修するものでございます。補正額は194万4千円、全額一般財源でございます。

次に、行政組合負担金、高規格救急車整備でございます。地方債の額が確定した事から財源更正を行うものでございまして、地方債を440万円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、江差中学校グラウンド等整備でございますが、こちらも同じく地方債の額が確定した事から、財源更正を行うものでございます。地方債を800万円増額致しまして、一般財源を同額減額するものでございます。

次に、町債任意繰上償還でございます。翌年度以降の公債費負担の軽減を図るため、長期借入金の繰上償還をするものでございます。11本の繰上償還を予定してございまして、補正額は2,520万円、全額一般財源でございます。

補正額全体でございますが、2,718万8千円、財源内訳が国庫支出金が29万8千円、道支出金が353万1千円の減額、地方債が980万、その他特定財源が75万、一般財源が1,987万1千円となるものでございます。

続きまして18頁をお開き願います。第2表の地方債の補正でございます。先程説明致しましたとおり、事業費、また起債額が確定した事により、地方債限度額を変更するものでございまして、詳細については記載のとおりでございますので割愛させていただきます。

次に、32、33頁をお開き願います。減額補正の中で選挙費の減額がございましたが、その中に人件費が含まれておりました事から、給与費明細についても変更するものでございます。内容については割愛させていただきます。

次に議案書34頁をお開き願います。地方債の現在高の見込みでございます。起債額を変更致しました事から、起債の現在高の見込み調書についても変更するものでございまして、補正後の当該年度末の現在高見込み額は、63億3,799万2千円となるものでございます。

簡潔でございましたが、以上で説明を終わりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「飯田議員」

はい、議長。

(議長)

「飯田議員」。

「飯田議員」

まず、ただいま説明頂きました補正、減額含めまして増額の補正予算の関連致しまして、3点質問させていただきます。

まず、あの企画費の関係でございます。企画費ね。これにつきましてはあの午前中の一般質問でも若干答弁ありましたけれども、地方版江差町総合戦略でございます。ご存じのようにこれにつきましては、今後の国の総合交付金、創生交付金につきましては、全てこの計画に基づいて今後国から交付金がかかる訳でありますけれども、今日の新聞発表を見ましても、既に今金町が国の方に提出されておりますし、厚沢部町につきましては、今年中に国の方に提出という記事がございます。江差町につきましても、当初は年度、3月までではなくて何とか今年中にまとめたいたい、そういう意向もございました。今持ちましてもあの議会の方にも中間報告を含めてない訳でありますけれども、現状はどこまで進んでいるのか、その点まず1点質問致します。

次に、老人福祉施設費の関係でございます。これも関連でございます。ひのき荘の荘長いらしております。9月で一般質問させて頂きました、ひのき荘の再生、再建の計画につきましては、その時点では、まだまだ進んでないのが実態でございます。その後、3カ月余りが過ぎた訳でございます。立地含めましてですね、運営方式含めまして、どの程度まで進んでいるのか進捗状況をお答え頂きたいと思えます。

次に、中学校費でございます。今回の補正でグラウンドの整備、これも議員協議会で説明を頂きました。グラウンドの方、湧水という事でなかなか整備が進んでないという事の増額補正でございます。我々、こう素人目に見ましてですね、何かグラウンドがですね、一向にこの湧水が止まらないようにこう見えるんですが、その点につきまして工期を含めて、完全なあの水の湧水を止める事が出来るのかどうか、その辺についてもお答え頂きたいと思えます。

次は、減額補正の関係で学校給食費でございます。これにつきましては、午前中、町長の方から行政報告がございました。昨日のタイミングでプレス発表があったようでございます。これにつきましては当初はですね、江差町は1年半前に業務上横領罪という事で警察に告発をした訳でございますけれども、今回の記事によりますと、背任罪でございます。背任罪で検察庁に書類送検をされた訳でございます。これにつきましては、これは別な自治体でございますけれども、構成

町の町長としてこの業務上横領罪が背任罪になった経過について、どのように押さえておられるのかこの点について質問致します。

それからもう1点、これにつきましてはですね、警察に告訴したという事で司直の手に委ねた訳でございます。しかし一方ではですね、給食費につきましてはこれも、既にもう本人から回収をされてきてですね、今後いかにその親御さんを通して返還される、返還作業が残っている訳であります。1年半経ちましてですね、その実態が今もって全然報告もない。これはやはりある意味で今回の産業振興課の問題行動もあります。私ども町の声聞きましてですね、それらを含めてきちんと解明できない中でのこの事件の発生でございます。勿論、この事につきましてはですね、我々議員につきましてもチェック機能果たして、果たしているのかとそういうような指摘もされておりますけれども。まずですね、このやっぱり、事件につきましては司直の手に渡したけれども、そのまず、給食費の返還作業がどういう風な格好で進んでいるのか、中間報告で結構でございますのでお答えを頂きたいと思えます。以上でございます。

(議長)

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

私の方からは、1問目の地方創生に踏まえた総合戦略のスケジュールについてでございます。実はこの間、4月に地方創生の推進本部を設置してから検討委員会を4回開催しております。4回目が12月の2日だったという事で、その時点で基本的な総合戦略のフレーム、それとアクションプランが概ね出揃った所でございます。

今後は1月の下旬に5回目の検討委員会を開きまして、そこでは総合戦略の殆ど完成に近い、素案を出していきたいなと思っております。そこで承認された後に議会への説明、それとパブリックコメントの応募を踏まえ、3月中にはですね、道の方に提出していきたいというスケジュールでございます。以上です。

(議長)

はい次、「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」

はい。ひのき荘の改築の関連でございますので、私の方から説明申し上げます。飯田議員の9月の定例会でも町長の方から答弁申し上げました。改築につきましてはですね、庁舎内、役場内の検討委員会を設置してございます。これまで4回、開催してございます。私どもの目処はですね、5回程度とふんでおりました。最終段階かなというふうに思っております。内容はですね、運営方法、それからスケジュール、定員規模とこれらを議論して参りました。勿論、設置場所についてもですね、議論して参りました。ただ今、この場でですね、私の方から具体的な内容というの

はですね、差し控えさせていただきます。然るべき時期にですね、議員の皆さんに協議をしたいと。これあの9月の定例会で町長が約束しておりますので、そういう事でご理解をお願いしたい。

ただ議員の皆様提案するものはですね、決してコンクリートされたものでは無いという事でご理解頂きたいと思えます。きちりですね、議員の皆様と協議したいという風に考えております。ご理解をお願いします。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

中学校のグラウンドの暗渠排水のですね整備、設計変更の関係につきましては、私の方から答弁申し上げたいという風に思います。

グラウンドの南東部からの湧水につきましては、当初設計から把握していた所ではございますが、具体的な湧水の量だとか、湧水の噴出箇所だとかという事についてはですね、旧校舎があった為に把握できてない状況でございました。ですので、旧校舎解体後にですね、直ちに調査を行いまして、具体的な位置だとか、それから湧いてきている量だとかを調査しまして、対策法を本工事の方に追加させて頂いたところがございます。その経過をずっと見てきておりますが、あの現場の方とも話しておりますけども、暗渠排水は十分に今のところ効いてると、いう事で確認しておりますので宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

はい次、「教育長」。

「教育長」

学校給食費の関係でございます。町長の意見という事ですけれども、私2つ顔持っておりますので私の方からまとめて、あのご答弁申し上げたいと思えます。

一昨年、昨年6月の11日に、私ども学校給食組合としては、業務上横領という事で告訴した事は事実でございます。1年半経って昨日、初めて警察の方から背任罪という事で地検の方に送検をしたとこういうご報告を受けた訳でございます。1年半もかかっている訳ですけれども、警察とすれば慎重に捜査をしたという事。それから関係者が非常に多かったという事、あるいはまた書類も多かったという話も伺いました。そういう真摯な捜査の中での背任罪という事でございますので、それはそれとして私ども真摯に重く受け止めなければならないものとのように思っております。

それから返還作業でございます。第三者委員会が出された部分の3, 100万という部分については、1万だいたい延べ人数にして1万3千強、世帯数にして2, 200強の部分は全部把握しております。これらの第三者委員会の金額だけで返還作業を出来るかといいますと、今回、今

日新聞にもありましたし、町長の方から行政報告した金額が私ども調べたのと一致するのかどうかというのはですね、ちょっとまだ調べなきゃならない部分があるんです。その辺の金額に差があればですね、直ちに明日にすぐお返しするという訳にはいかない部分も少し出てきます。ですから檢察さんのそういう状況も見なければならぬであろうと、いう風に思っています。既に第三者委員会で計算された部分については、いつでもですね、すぐ作業かかれるだけのものは私ども進めているところですので、我々も一日も早くですね、返還作業を進めたいというのは、多分議員と同じ思いだと思いますので、今しばらくですね、時間がかかるものと思っております。

(議長)

はい、いいですか。

「飯田議員」

議長。

(議長)

「飯田議員」。

「飯田議員」

まずあの江差町の総合戦略の関係でございます。3月迄かかるという答弁でございます。それぞれ町がですね、看板製作ってものがありまして、ただこれにつきましては、ひと、まち、しごとというふうにやっぱりいかに、雇用創出をするかという部分にかかってくる訳です。江差町の今、進めようとしているこの総合戦略の看板製作は何ですか、じゃあ。まず、それ1点。

次にあの老人福祉のひのき荘の関係でございますけれども、確かに議会に報告する段階では、場所、運営方法含めましてですね、コンクリートされたものでは無いという風な答弁でありますけれども、少なくともですね、私、9月の一般質問では候補地、私はあの町有地、限られた町有地の中でも面積を満たしている学習センターの用地という事も、提案をしました。その後、上町商店街の方でもまた、新たな動きも出ているようにも聞いております。それらを含めましてですね、やはり2点、3点のある程度の候補地の選定はこの中に入ってくるという認識で宜しいのか、その点を確認させて頂きたいと思っております。

それからあの、給食費の関係でありますけれども、司直の手に渡したんですよ。警察含めてもう地検の方に書類送検されましたから、これから裁判所行ってまだまだかかりますよ。1年2年のスパンじゃ無いと私は押さえておりますよ。それを待って、返還作業、それは私は無いと思っておりますよ。やっぱり今回あえてですね、中間報告を含めて何らの児童生徒、親御さんに報告も無いという事ですよ。そういう部分についての、じゃあその今の言う1万3千人ですか、2,200世帯、やっぱり文書でもいいですから、こういう状況でいついつを目処に返還を致しますと、数はきちんと把握しております、くらのやっぱりですね、文書はやっぱり流すべきだったんじゃないですか。こう

いう事が遅れておりますから、今回の問題を含めて、お前ら議員何をやってるんだと、きちんとチェックしてるのかと、委員会も今回のこの返還作業について職務怠慢があるんじゃないかと指摘される部分がそこなんですよ。どうですか、その部分含めまして、長くかかる部分は、かかる部分として関係者に対してきちんとしたそういう現状報告をする、おつもりがあるのかどうか併せてお伺いします。

(議長)

「まどづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まず、総合戦略の看板製作でございますが、基本フレームに掲げる言葉につきましては、ふるさとに帰りたい、あるいは若者が帰れる町を作るという事で、仕事を作りながら受け皿、受け皿を作りながら外からの人、あるいは外に出ていく人をくい止めると、いう施策でございます。具体につきましては、特産品の開発、あるいはその交流人口の拡大といった観光振興、また若者が起業や創業できる仕組みづくりという事で、今、柱建てをしております。個別のプランにつきましては、別途皆さんにお示しする機会がありますので、その時点で説明したいと思います。

(議長)

はい、「ひのき荘荘長」。

「ひのき荘荘長」

設置場所の関係でございます。検討委員会の中ではですね、候補地を7、8箇所提案持っていつております。ただですね、市街地、市街地は数カ所ございます。それから、通院関係がどうしても課題になるということですので、病院に近い所、というのも候補地にあがってますんで、これが3から4箇所ございます。今、あがっている候補地はですね7から8という段階でございます。

(議長)

はい、「教育長」。

「教育長」

給食費の返還作業についてでございます。

あの地検の方に書類送検された部分がいつどのように結論出るのかも勿論私どももわかりません。早く結論出ると言う人もいますし、長くかかるという方もいらっしゃるんですけど、そこは、まあ検察庁の考え方ですからわからないんですけども、それが全て決着するまでお金、返さないという事になるかどうかですね、私どももちょっとそこはまだ長くなっているという部分もございまして、十分見極めないとダメだなとは思ってます。あの第三者委員会が出した金額、あるいは警察

が昨日把握した金額、等々詳細を少し確かめませんとですね、今後また、例えばもっと請求しなければならぬ部分も起きてくるやに、私自身もちょっと今感じているんですけども。それらを含めてですね、あの今週中に弁護士とも少しその辺の状況についてはですね、ご相談したいという事で札幌に出向く予定にもなっております。そしてまた来週にはですね給食センター各組合の議員協議会も考えておりますし、その段階でまた3人の町長さんもお集まりでございますから、その辺の状況も判断しながらですね、飯田議員と私は早く返したいというのも同じでございますので出来る限りそういう方向に持っていければいいとは思いますが、原資が変わってしまうとこれまた大変な事になりますので、その辺だけは少しお時間かけなきゃダメかなと思っております。そういう事でひとつご理解頂ければと思います。

**「飯田議員」**

議長。

**(議長)**

はい、「飯田議員」。

**「飯田議員」**

私が言っているのはですね、返還作業がですね、これ当然やっぱり判決が、裁判の判決が出てからですよ。こういうような形でマスコミがもう今朝出たでしょ。やっぱり1万3千の中のね町内の方々、親御さん方はね、全然報告も無くどうなっているんでしょうという事なんですよ。やっぱり今答弁したような経過を含めて返還はまだ後になりますと、現状ではきちんとその1万3千の皆さんを含めた返還先は押さえておりますと。確かにその1万3千件に出してる、場合によっては郵送代、郵送費もかかりますよ。これやっぱり情報としてきちんとやっぱりお伝えしなければ、行政の怠慢でこれ起きた事件ですよ。本人のこれは責任もありますけどね。これあのあくまでも行政、給食組合という別な自治体での事件ではありますけれども、自治体の教育長はあなたじゃないですか。町長も構成町の町長でありますけれども組合長じゃないですか。江差が、江差町が一步先導的な役割でこのやっぱり、反省を込めてですね、まずやっぱりそういうような現状報告をする、返還業務は別ですよ、私それ言ってんじゃないんですよ。現状をきちんとやっぱり該当者に説明して下さいと、それが情報公開の第1歩ですから、そういう事です。

**(議長)**

「教育長」。

**「教育長」**

あの、すいません、先程のあの何らかの情報提供という事で、あの答弁漏れしまして申し訳ございません。

あの十分、あの後1度ですね、3町の広報に現状を載せた部分があります。もうそろそろ載せなければまた、いま議員おっしゃるような事もあるなという時にですね、今のようなこう警察さんの動きも少し情報を得たものですから、あのちょっと遅くなっている部分があるかと思いますが。早い時期にこれらの状況についてもですね、あの渡るように少しあの努力してみたいと思います。

#### (議長)

はい、いいですか。

「室井議員」。

#### 「室井議員」

あの、ちょっとあの質問しながら、確認したいと思います。

まずですね、あの減額補正ですね、あの今回総体で一般財源で2,347万、これあの決算委員会でね、あの早めにですね、要するに不用額出たらあの、どういう使い道考えるかですね、検討して早めに出して欲しいという事私、質疑してます。そういう中でですね、前年度は26年度は確か2億2千万ですか。そして1億、半分ぐらいは財調、積立しましたね。して後の残りは、繰越明許の方に回しましてね。それは考え方はそれは良いと思うんですよね。それで早めに今回出してですね、これあの私思うにはですよ、要するに町債の町の借金の任意償還に回して、要するに一般財源のですね経常的な補正額の分の穴埋めに回したという風に総体的に今考えているんですけども。それでですね、それは何も悪くないですよ。借金を減らしてですね、なるべく一般財源を使わなくしていくという事は、基本的には私も、間違っていないと思うんですよ。ただですね、やっぱりここちょっと提案したいのはちょっとあるんですよ。あのこれ今、12月定例会ですからね。今あの時期的にどうなのかという問題もあるんですけど、今江差町ですね、例えば今回の小野寺議員の質問も含めてですね、かなり頑張ってますね、まちづくりのやらなきゃならない懸案事項、皆さん十分認識していると思うんですよね。でも、残念ながらですね、調査費を付けてですね、こういう事をやりたいんだから、北海道や国に皆さんに交付金なり、補助事業なり採択して貰いたいんだという、そういうのが無いんですよ。だから無いという事はですね、こういう風にしたいと皆さん全員思ってると思うんです。皆さん管理職の皆さんも、議員の皆さんも、でもですね、要請行動をとるにしてもですね、こういうものという目玉が無い。こういうものっていう計画書が無い。調査費が無いから無いですよ。私はやっぱりですね、管理職の皆さんも特にあの副町長ですね、政策担当してる課長の皆さん方がですね、来年度以降やるために、今年こういう調査費をつけて調査をしっかりして計画を作らないと事業が出来ないんだよという事ははっきりですね、やっぱり言って、こういうところにもですね、すぐ一般財源全部入れてしまわないでですね、やっぱり臨機応変に、ね、臨機応変に調査費に回していくとかですね、そういう財源、財源補正のですね、組換えを私はやっぱりやるっていう考え方もですね、ちゃんと持つと。それでなかったらですね事業が出来ない。町は確かに借金が減ってますね、貯金が増えていく。でもですね、こればっ

かりやったらですね、今現在頑張っている人方、大変な事になりますよ。やっぱり、一部はですね、そういう先を見通した、そういう事をやっていくという事は私は必要だと思うんですね。だからその辺の考え方についてですね、答弁出来るのであれば、答弁してもらいたいという事が1つ。

それとあの、JR、江差線の1月末までに1億7,400万、JRから入ります。これ行政報告で述べてますから、間違いはないですね。これはそれは良いんですけども。ただですね、レールを取る、駅を解体する、それだけで私はないと思います。更地にする、道路も作るとか、色々あると思うんですけども、今江光デパートのですね、跡地の問題もですね、今色々議論されてる。皆さん色々な意見持つてると思う。でもですね、これはちゃんと認識してもらいたい、政策の担当の人方。いいですか、今、点しか議論してないんですよ。点しか。私はやっぱりね、何回もお話しているように、やっぱり線をつないでいくという作業が必要なんです。点だけでやったらですね、私はちょっとそこだけ集中しちゃうと、片手落ちになる可能性がある。やっぱり線をつないでいく。じゃあ、かもめ島はどうするんだ、下まで下がってどうするんだ、とこういう議論をしていくためにですね、やはり一定のお金を投資して、ちゃんと計画書を作ると。多少変更あってもいいんでないですか。後で変更あっても。色々な考え方持つてるから。そういう面にですね、やっぱりあの、ね、あの、不用額の分もね、きちんとやっぱり当ててく。私、評価しますよ。早い段階で。これだけ不用額出ましたってことはこれちゃんと評価しますけど。そういう面も考えていかないと、一つの方にだけですね、集中してしまうと、半分の方は見えなくなると、こう思っているんですけど、その辺の事をまず認識、どう思っているか1点。

それと、もう1つはですね、これ建設課長がいいのか、まちづくり推進課長がいいのか。これ今1月末に1億7,400万入ります。平成29年に、駅裏に公営住宅建てるって事は、これは道との約束ですよ。長年の。29年度。合意してますよね。道で、それでなかったら道営住宅は建てませんよってくらいまで、私、耳に入りました。だから、北海道に対しては29年度から町営住宅、建てますと、そういう前提で円山の町営住宅もあの、道営住宅も建てたという風な認識してるんですよ。それでですね、これあれですか、例えばですね、公営住宅建てる場合、線路を撤去しますね、駅壊しますね、道路つけますね、擁壁打ちますよね、給水やりますよね、下水道もありますね、下水道もご存じの通り計画区域の中に入ってますけども、あそこの今、公営住宅建てる場所まさかくみ取りでは無いでしょうね。当然、下水道ですね。そうすると一定の計画区域になってる訳ですから、当然計画的にすぐ出来なくても、計画的に下水道接続っていう事が、考えられますよね。これをやらなきゃ下水道が無い、くみ取り式のトイレの公営住宅と、こういうふうになる恐れがありますよね。このような考えについて認識をしっかりと持つ。だから、多少変更でもいいから、今来月の中頃、この駅裏に関してはこの陣屋町内会含めた、周辺の皆さんに説明したいっていう訳ですから。跡地の利用について説明するという事はですね、課長宜しいですか。説明するという事は来年、今年はこのようにやって、来年このようにしていきたい、再来年このようにしていきたいという事もですね、ある程度は多少の変更はいいんですよ。ある程度のやっぱり説明出来る方がですね、やっぱり皆さんがあんな納得して、理解もらえるのかなとこういう風に考えてますけど、

その辺の大きく分けて2点について、もしですね答弁がですね、あのちょっとまだ明確でないとか、はっきりしないというのであれば、それはそれで結構です。あのでも思っているのはあるはずですから、考え方は。当然、持ってて仕事をしていると思いますので、その辺についてどっちがいいのか知りませんが、理事者の答弁を求めたいと思います。

(議長)

はい。「財政課長」。

「財政課長」

まず、私の方から1点目の部分でご答弁申し上げたいと思います。

今回、減額補正につきましては、決算特別委員会の方からも、そのようなご指摘とございますか、ご意見を頂きまして、庁内で協議しましてこのような形を取らせて頂きました。で、生み出された財源を持ちまして十分では無かったですけれども前倒しでございますか、27年度、28年度翌年度以降の一般財源、不安要素もございますので、その中、経費で27年度で出来る事をやっていきたいという考えのもと、今回補正させて頂いたところでございます。補修などがメインでございまして、ちょっと大きい事業は出来なかったんですけれども、今後、来年度以降もこういった形で減額補正をきちんとしていきながら、あの、一般財源、今後も不安要素がどうしてもありますので、そういった財政運営をしながら事業を進めていきたいと思っております。

それと、後、室井議員おっしゃられた調査費を付けてという所でございますけれども、ちょっとその12月という事で、時期的な部分もありますし、どこまでどのようなものかという事は、ちょっと私もここではすぐ答弁は出来ないんですけれども、町長、副町長含め庁舎関係各課の中で、色々意見交換とか、話し合いをしながらちょっとどういう形になるか、考えていきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

はい、副町長。

「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

JRの跡地あるいは、かもめ島周辺、若しくは上町街区、色々な部分で点から線、線から面といった部分で、きちんとした調査をしながら、取り進めてはどうかというご質問だったと思います。まさしくその通りでありまして、今現在、駅、JRの跡地につきましては、財政課の方で駅舎の跡地に公営住宅の整備、建設水道課で道路の概略設計という事で、27年度進んでいます。これにつきましては、29年度、先程、議員言いました、29年度に道路、あるいは住宅の整備を開始するための、まず下準備が今始まったという所です。

JRの跡地につきましては、今年の4月30日に議会の全員協議会で皆様にお示した通り、駅

舎の跡地につきましては、定住促進ゾーンという事で住宅の整備、そして駅舎から函バス、椴川付近、函バス付近までは、レクリエーションゾーンという事で、町民の皆さんが歩いたり、あの散歩したり、あるいはそのちょっとしたジョギングをしたり、そういったゾーニングにしたいなど。で、函バス以降につきましては産業群の形成ゾーンという事で、できれば起業の誘致を進めるような、そういう場所にしたいという事で、今考えてますが、まさしくまだ点の状態でございます。これをどう線に結び付けてですね、面に仕上げるかという作業を、これから28年度の予算要求の中で各所管課とちょっと議論をしながら、町長、副町長と相談して取り進めて参りたいと思いますので宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「建設水道課長」。

「建設水道課長」

私の方からは、あの駅舎後の住宅建設に係る下水道だとか、水道だとかの整備について、私の方から答弁させて頂きたいと思えます。

議員おっしゃった通りですね、認可区域の中で未整備の区間がございまして、認可を受けているものの今は、あの下水道事業については休止状態でございます。ただあの、今これから住宅建設するにあたってですね、本管は道道まではきておりますし、町道の一部までも入ってきてる事は事実でございます。ですからあの、これを繋ぐべきにですね、今後、北海道なりにですね、ちょっと協議をしていって、本管をどういう風に繋いだら良いのか、事業の再開をするべきなのかという事も含めて、今後協議して参りたいという風に思っておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、「副町長」。

「副町長」

室井議員の方に私からご答弁申し上げたいのは、特に駅の周辺の跡地の公住の絡みで29年度、公住を建てるにあたって、28年度すべて予算で線路の撤去やら、法面、色々な解体含めてどうなるのか、下水道も含めると、こういう事でございまして。今あの確定的な話は出来ませんが、当然28年度の予算で色々なものが又計上される事になる訳でございますが、一部いわば27年度の補正でですね、1月なのか2月なのか、そういったところちょっと今、明示出来ませんが、至急その辺はですね、ちょっと議論してみたいとこのように思います。宜しく申し上げます。

「室井議員」

ちょっと、はい、議長。

(議長)

いいですか。はい、「室井議員」。

「室井議員」

副町長、あの前向きな、そういう事なんです。仕事やるためには、ね、補正でやらなきゃならないこともあるんですよ、ね、政策的には確かに3月定例会が政策予算、照井町長の政策予算って3月定例会なんですよ普通。だから、政策的に無いものは政策的でそうなんですけども、急ぐものはやっていくと、それが、事業がですね、早く出来る、そういう事になると思います。

それでですね、町長ですね、これはざっくばらんに皆さんにも聞きたいんですけど。今私ですね、名前は言いません。皆さんも知ってると思いますけども、あの町長もそういう名前出さなくても、あ、答弁したかな、あの8区選出の議員、それから檜山選出の道議にお願いして、もう、かもめ島直ちに調査入ってますね。まだ、町に来てないんですか。あの、急カーブ解消。それから土現も測量やりましたよね。土現も。どういう風にカーブになる。それが図面がある程度、景観が決まらないと、あそこの跡地の問題も具体的に、どういう面積になるかという事で、多分、はっきりしないのかなと思ってですね、私もちょっと辞めました。それでですね、あの、宜しいですか、あの、政策課長、まちづくり政策課長、やっぱりかもめ島も思い切ってね、急カーブだけでなくですね、あそこは第2の江差町ですね、もう道の駅を作るんだと、いう事をですね、早く表明してですね、そういう取り組みかかってもいいんじゃないですか。そういう取り組みかかっても、面白いものが出来ると思いますよ。いっぱい面白いもの。それがあの、思っているよりね、色々なあそこに漁協施設、まあここにいる方も、議員もちょっと土地持ってますけども、あの辺一体というのはね、江差の私はね、どうしても江差の一番大事なところかなと、こう思っているんですよ。だから、そういうものやるために、皆さんは通常の行政業務だけで一杯だから、私は少しね、調査費をつけて、ちゃんとそういう専門家のアドバイスなりを受けてですね、計画案を作るという作業をしてもらいたい。それと、そういつてもかもめ島から登った、切石坂を登ったですね、民間所有の鉄口旅館の跡地からですね、連動して、ずっと中心市街地に、と連動して行ってそこに何が必要なのかという、必要なんですかという事を、本当にですね、決めて、ある程度計画作るにはやっぱりどうしてもね、そういう委託費を付けなきゃならない。それで12月議会だから当然、今、財政課長かな、答弁した通りそうなんです。3月議会に向けてですね、その辺の事を私の思いもですね、も思いながらですね、駄目なら駄目でも結構ですけども、そういうものをつけてもらいたいなと私は思ってます。

町をですね、やっぱり元気にしていく、他所の町に負ける、真似することない、絶対真似することない。他所の町を真似しても手遅れ。江差町独自のですね、ものをですね、最初は小さくてもいいから作っていく。そういう決意をですね、ちゃんと持ってもらいたいと思うんですけど、如何でしょうか。

(議長)

副町長、副町長だよ。質問、副町長した方がいいんでないのか。

「副町長」、町の指針を聞いてるんだと、今。

「副町長」

はい。実は28年度の予算編成作業、勿論やってございますが、前段で担当課長もあの言った訳ですが、これまでにない、町長の思いも含めて各課長と個別にやり取りをさせていただきました。それは私も入って、当然です。そういう中で、やっと動き出し、28年度からですね、具体のものがそれが、中心市街地の活性化であり、かもめ島の拠点であったり、江光ビルの跡地であったり、法華寺の方も含めてですね。それから、JRの関係。まさしく動き出す年でございますので、十分室井議員の意も足しながらですね、28年度予算編成にあたっては、意を足して3月議会にはご提案申し上げていきなと、このように思っております。以上です。

(議長)

いいですね。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案第4号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第5号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

議案第5号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)についてでございます。

今回の補正内容につきましては、医療費適正化対策事業など2事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ657万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億7,488万7千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案書の37頁をお開きください。予算構成表でご説明致します。2本の事業執行についての補正でございます。

1つ目は、収納率向上対策事業でございます。内容は保険料の収納、徴収対策の強化などを目的として12月から3月までの臨時職員賃金、滞納システムの使用料など、事務的経費の計上でございます。補正額は221万2千円、財源は道支出金が220万7千円、残り一般財源329万、失礼しました。残り5千円が一般財源で繰越金を充当するものでございます。

2つ目は、医療費適正化事業でございます。内容はレセプト点検に係る事務的経費でございます。補正額は436万2千円、財源は道支出金が107万1千円、残り一般財源329万1千円は繰越金を充当するものでございます。以上でございます。

(議長)

はい、以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第6号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、ケアプラン作成委託に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額に、それぞれ78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,051万8千円とするものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「健康推進課長」。

「健康推進課長」(補足説明)

議案書51頁をご覧ください。介護サービス事業勘定における補正について、予算構成表で説明致します。事業名はケアプラン作成委託でございます。補正額は78万円、財源はその他特定財源78万円でサービス収入でございます。内容は介護予防ケアプラン作成に伴う業務委託件数の増加により、委託料において不足額が生じたものでございます。ご審議方、宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第6号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第7号、工事請負契約の一部変更についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、工事請負契約の一部変更についてでございます。

平成27年第4回江差町臨時議会において第4号議案として議決を経た事項の変更について、議会の再議決が必要となるため提案するものでございます。

工事請負契約の一部変更につきましては、江差中学校グラウンド整備工事に伴うバックネットフェンス直接基礎へ変更による減工や湧水処理に伴う暗渠排水布設による増工などに係る設計変更に係る契約の金額の変更でございまして、契約の金額に170万6千4百円を追加し、契約の金額を9,329万4百円とするものでございます。

ご審議の上、議決頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第7号、工事請負契約の一部変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の任命についてを議題と致します。  
提案理由の説明を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

「町長」。

「町長」(提案説明)

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、江差町■■■■■■■■■■若濱博氏、  
■■■■■■■■■■を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議  
会の同意を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となりました、同意第1号については人事案件でありますので、質疑・討論を省  
略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

同意第1号、固定資産評価審査委員会委員については、原案のとおり、江差町■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■若濱博氏、■■■■■■■■■■を、固定資産評価審査委員会委員に選任  
することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

(挙手)全員であります。

よって、同意第1号については、原案のとおり選任することに決定致しました。

(議長)

日程第15、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題と致します。



「町 長」

議長。

(議長)

「町 長」。

「町 長」(提案説明)

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

任期満了に伴う人権擁護委員候補者に、江差町字■■■■■■■■■■植木やす子氏、■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■を推薦することにつきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

ご審議の上、同意頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となりました、諮問第2号については人事案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり、江差町字■■■■■■■■■■  
■■■■■■■■■■植木やす子氏、■■■■■■■■■■植木■■■■■■■■■■を、人権擁護委員候補者として、適任である旨の意見を添えて答申することに、賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、諮問第2号については、原案のとおり答申することに決定致しました。